

広島県告示第三百八十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
三次地区医療センター 1	三次市十日市東三丁目一 六番一号	平成二九年四月三〇日	新規
広島県厚生農業協同 組合連合会尾道総合 病院	尾道市平原一丁目一〇番 二二三号	平成二九年四月三〇日	更新
国家公務員共済組合 連合会広島記念病院	広島市中区本川町一丁目 四番三号	平成二九年四月三〇日	更新
国家公務員共済組合 連合会吉島病院	広島市中区吉島東三丁目 二番三三三号	平成二九年四月三〇日	更新
高陽ニュータウン病 院	広島市安佐北区亀崎四丁 目七番一号	平成二九年四月三〇日	更新
公立世羅中央病院	世羅郡世羅町本郷九一八 番三号	平成二九年四月三〇日	更新
医療法人三宅会三宅 整形外科病院	福山市東町一丁目二番五 号	平成二九年四月三〇日	更新